

PRESS RELEASE

消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃改定の申請について

広島電鉄株式会社(本社：広島市中区)は、2019年10月1日からの消費税率引き上げに伴う増税分を転嫁するため、本日、2019年5月29日、国土交通大臣に対し、乗合バス(路線バス)の運賃改定を申請(運賃の上限変更認可申請)しましたのでお知らせいたします。

1. 申請者

広島電鉄株式会社

代表取締役社長 椋田 昌夫

2. 申請理由

2019年10月1日より実施される消費税率引き上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため。なお、認可となりましたら、お客様には運賃改定によりご負担をおかけすることになりますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 申請の概要

(1) 運賃改定実施予定日 2019年10月1日

(2) 上限運賃の平均改定率 1.744%

【参考】本申請における上限運賃の平均改定率は、消費税率の引き上げ率である1.852%(110/108)の範囲内としております。(転嫁の方法につきましては、国土交通省から発出された「公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」(平成31年3月12日付)に基づくものです。)

(3) 申請内容

① 対象路線 乗合バス(路線バス)全線 (コミュニティバス等の一部路線を除く。)

② 上限運賃の現行・申請の比較

(a) 普通旅客運賃(片道運賃)

・ 特殊区間制(広島市内中心部)

変更なし

・対キロ区間制

項目	現行上限運賃	申請上限運賃	引上げ率
初乗区間	160 円	170 円	6.25%
初乘以降の区間	基準賃率 38 円 10 銭に基づく対キロ運賃	基準賃率 38 円 90 銭に基づく対キロ運賃	2.10%

(b) 定期旅客運賃の割引率

種 別	現行割引率	申請割引率
通勤定期券	3 割引	3 割引(現行どおり)
通学定期券	4 割引	4 割引(現行どおり)

4. 2019 年 10 月 1 日以降の運賃(実施運賃)について(予定)

(1) 区間運賃の変更

各区間の運賃(実施運賃)は、上限運賃の引き上げの範囲内で変更します。そのため下記の変更後運賃は、上限運賃の認可状況により記載と異なる場合があります。

実施運賃とは、上限運賃の認可が得られたうえで上限の範囲内で設定するもので、実際にお客様にお支払いいただく運賃額となります。

●初乗り区間について

運賃制度	片道運賃	
	現行	変更後
特殊区間制(広島市内中心部)	190 円	190 円
対キロ区間制	160 円	170 円

※一部区間では、上記の扱いと異なる場合があります。

●主な区間の運賃額について

路線名	区 間	片道運賃		通勤定期運賃 (1ヶ月)	
		現行	変更後	現行	変更後
広電バス 2 号線	県庁前～府中大橋	230 円	230 円	9,660 円	9,660 円
広電バス 3 号線	広島駅～観音マリーナホップ	260 円	260 円	10,920 円	10,920 円
藤の木団地線	五日市駅北口～藤の木団地	410 円	420 円	17,220 円	17,640 円
西風新都線	広島バスセンター～Aシティ中央	400 円	410 円	16,800 円	17,220 円
熊野向洋線	広島バスセンター～海田市駅入口	380 円	390 円	15,960 円	16,380 円
仁方川尻線	呉駅前～中畑	220 円	230 円	9,240 円	9,660 円
焼山熊野苗代線	呉駅前～野間園前	280 円	290 円	11,760 円	12,180 円

※上記運賃額は、変更する場合があります。

(2) 定期券発売額について

2019年10月1日以降に発売する定期券は、新しい区間運賃に基づき計算します。

(3) 詳しい区間運賃・定期券発売額について

国土交通省の認可後、当社ホームページ・各営業所等でご案内させて頂く予定です。

(2019年9月見込み)

5. その他

- ・ 高速乗合バス(広島～松江線、広島～米子線)につきましても、消費税率引き上げに伴う運賃への転嫁を検討しております。

■プレスリリースに関するお問い合わせ先■

広島電鉄株式会社
バス事業本部 バス企画部 業務課 奥田・川口
TEL 082-221-4381 (平日 9:00～18:00)
FAX 082-221-8956